

市有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

市有林の伐採・搬出にあたっては、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項について十分留意されますようお願いします。

1 立木伐採作業に関する事項

- (1) 伐採作業にあたっては、関係法令等の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止及び健康管理について細心の注意をもってあたること。
- (2) 電柱・送電線付近の立木を伐採する際には、電線に伐採木等が接触しないよう十分に注意すること。また、接触等により停電等の被害が発生した場合には、買受人の責任と費用負担において対応すること。
- (3) 伐倒の方向は、周囲の地形、伐採木の状態、かかり木等に注意して作業の安全に留意するとともに、残存立木、幼稚樹等他の林木の保護にも留意し、支障木の発生は最小限とすること。
- (4) 降雨により土砂流出や汚濁水が発生する恐れがある場合は、作業を中止すること。
- (5) 早朝等において騒音防止の対策を講じること。
- (6) 伐採対象立木以外の立木を伐採した場合には、買受人の責任と費用負担において対応すること。

2 枝条や伐倒木等の処理方法に関する事項

- (1) 枝条や転石を隣地や道路等へ落下させないよう作業を行うこと。
- (2) 枝条や現地発生残材は散乱放置することなく、玉切して傾斜の緩やかな場所に集積し、大雨等で流出しないよう適切に処理すること。
- (3) 伐採木が歩道、その他通路を遮断しないようにすること。

3 作業道、作業路及び土場の作設に関する事項

- (1) 作業道、作業路及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とすること。
- (2) 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とすること。
- (3) 作業道、作業路及び土場の作設においては、切土、盛土を最小限とし、林地の崩壊や土砂の流出等が発生しないよう注意すること。また、その恐れがある場合には必要な措置を講じること。
- (4) 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行うこと。
- (5) 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こす恐れがある箇所での作設は避けること。

- (6) 作業道、作業路及び土場からの土砂の流出、崩壊等による災害の未然防止や、水質汚濁防止等周辺地域の環境の保全に努めること。
- (7) 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行う等早期に原状回復されるようにすること。
- (8) 既設作業路の入口付近に工事を促す工事用の看板等（例：工事用車両入口）を配置すること。
- (9) 搬出路となる道路の通行等に当たっては、地元車両を優先し走行には十分注意すること。

4 道路の使用や損傷防止等に関する事項

- (1) 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷・汚染防止に努めること。
- (2) 道路を損傷した場合には、買受人の責任と費用負担において修復すること。

5 伐採時の安全対策に関する事項

- (1) 作業時には、ロープや木杭などによる柵を設置し、立入禁止区域を設けること。
- (2) 作業時には、伐採作業中等の注意喚起看板を設置し、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努めること。

6 アカマツ材に係る伐採搬出について

当該物件は、松くい虫被害地域となるため、アカマツ材を伐採、搬出する際は、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」を遵守すること。